

NO.	保育の要件	添付書類	本事由の適用条件および留意事項
01	就労	①就労証明書（所定の様式のもの） ※自営業の場合は以下②③、農業の場合は③を追加で添付 ②事業を証明するもの（例）開業届や営業許可証の写し等 ③収入を証明するもの（例）確定申告（控）や源泉徴収票の写し等	月64時間以上の就労を常態 としていること 自営業の方で左記書類の用意が難しい場合は保育係へご相談ください
02	妊娠・出産	①母子手帳の写し（保護者氏名および出産予定日が分かる箇所）	出産予定日の2か月前から出産3ヵ月後の月末まで（令和9年度から変更予定）
03	疾病・障害	①障害者手帳の写しや医師の診断書	保護者が病気あるいは負傷等で児童の家庭内保育が困難な場合
04	介護・看護	①被介護者の身体障害者手帳や介護保険被保険者証の写し等	親族等の介護を理由に児童の家庭内保育が困難な場合
05	災害復旧	①罹災証明書 等	地震、災害、風水害等に遭い、その復旧にあたっている場合
06	求職活動	①求職活動報告書	求職活動を継続的に行っている場合（内定・起業準備含む） <u>入園から3ヶ月以内に就労の確認ができない場合は退園していただきます</u>
07	就学中	①学生証の写し ②時間割表（カリキュラム）の写し	職業訓練校や大学等に就学していること（趣味の講座等は除く）
08	虐待・DV	書類不要	虐待やDVのおそれがあり、家庭で養育が困難な場合
09	家庭内保育	書類不要	家庭内で3歳児未満のお子さんを保育する見込みであること また、申請するお子さんが3歳児以上クラスであること
	■ 上記添付書類の他に提出を求める場合がございますがご了承ください。 ■ 提出書類に虚偽が認められた場合、または入園後に保育の必要性がなくなった場合は退園となります。（支給認定の取り消し）		